

種別法則：外国為替の取引等の報告に関する場合
 取扱い：財 務 省

財務大臣殿
 (日本銀行総務長)

証券の貸借取引の残高に関する報告書

証券の貸借取引の残高に関する報告書				
取引 種類	証券発行体 の区分	証券名	証券コード	取扱い区分

報告年月日： _____
 報告者： _____
 証券又は名称
 及び代表者の氏名
 証券の区分（該当区分に〇）
 〇 銀行 〇 その他金融機関 〇 その他
 住所又は所在地 _____
 発行者の氏名 _____
 担当者氏名（電話番号） _____

(外国証券：百万円未満単位、円証券：億円単位)

非居住者投資家の 所在地又は地域 (居住者発行円証券)	証券発行体の所在地又は地域 (非居住者発行証券)	証券種類	証券コード		証券名	証券コード	
			証券種類コード	発行区分		証券種類コード	発行区分

- (記入規則)
- 1 借借により記入すること。
 - 2 「貸借者の氏名」欄には、報告の程度について控除された者の氏名を記入すること。
 - 3 本報告書は、外国証券（法第6条第1項第2号に規定する証券をいう。）及び円証券（法第6条第1項第1号に規定する外国証券以外の証券をいう。）に係る非居住者との間の貸借取引の年末残高を記入すること。
 - 4 「共通項目」及び「別冊項目」におけるコード番号は、表部のコード番号の総数に従い記入すること。
 - 5 本報告書は、「共通項目（取引種類から約定区分まで）」欄の内容が異なることに準拠して作成すること。
 - 6 外国証券に係る報告については米ドルに換算した百円未満単位で、円証券に係る報告については億円単位で記入すること（単位未満四捨五入）。
 - 7 本邦に所在する銀行等は金融商品取引業者を経由して非居住者之行となった証券貸借取引の年末残高を総じて報告すること。前記の証券となる証券貸借取引の取扱を受けた銀行等又は金融商品取引業者は、当該取引の年末残高を合計して報告すること。
 - 8 記入欄が不足する場合は、本様式を用いて次欄として報告すること。

【報告書裏面】

【共通項目】

【注1】		【注2】		【注3】		【注4】		【注5】	
取引種別		証券発行体の区分		対象年		報告者コード		勘定区分（信託勘定保有銀行等）	
コード	定義	コード	定義	コード	定義	コード	定義	コード	定義
4 0	居住者の証券借入の残高	0 1	外貨証券：非居住者発行	YYY	西暦年 (4桁)	(5桁)	日本銀行が 通知する 5桁コード	0 0	銀行勘定
		0 2	外貨証券：居住者発行					0 0	信託勘定
4 2	居住者の証券貸付の残高	0 3	円払証券：非居住者発行					<ブランク>	信託勘定を保有しない報告者
		0 4	円払証券：居住者発行						

【明細項目】

【注6】		【注7】		【注8】		【注9】		【注10】	【注11】	
非居住者投資家の 所在国又は地域 (居住者発行円払証券)		証券発行体の 所在国又は地域 (非居住者発行証券)		証券種別		長短区分		年末残高	原通貨コード	
コード	定義	コード	定義	名称	証券種別コード	証券	コード	定義	コード	定義
(3桁)	本令令別表 第2に定める 国又は地域 番号	(3桁)	本令令別表 第2に定める 国又は地域 番号	証券種類 名称を記入	8 0 0	株式	0 0	短期(1年以内)	<(3桁)> <トランプ参照>	
					8 1 0	国債	0 1	短期(1年以上)		
					8 2 0	その他の債券(事実価値等)	<ブランク>	株式		
					8 9 9	その他の証券				

【注11】

通貨名称	コード	通貨名称	コード	通貨名称	コード	通貨名称	コード	通貨名称	コード
日本円	101	イラン・リアル	117	シンガポール・ドル	133	バーレーン・ディナール	149	モロッコ・ディルハム	164
アメリカ・ドル	102	インド・ルピー	118	新香港ドル	134	バブアニューギニア・キナ	150	ルクセンブルク・フラン	166
ベルギー・フラン	103	インドネシア・ルピア	119	スペイン・ペセタ	135	バングラデシュ・タカ	151	ルーマニア・レイ	167
カナダ・ドル	104	パラグアイ・グアソ	120	スリランカ・ルピー	136	フィジー・ドル	152	ロシア・ルーブル	168
中国元	105	ペネジエラ・ボリーバル	121	スロバキア・コルナ	137	フィリピン・ペソ	153	ECU	169
フランス・フラン	106	オーストラリア・ドル	122	セーシェル・ルピー	138	フィンランド・マルカ	154	SDR	170
ドイツ・マルク	107	オーストリア・シリング	123	タイ・バーツ	139	ブラジル・レアル	155	ユーロ	171
イタリヤ・リラ	108	オマーン・リアル	124	タイランド・タイランド・バーツ	140	ブルネイ・ドル	156	チリ・ペソ	172
オランダ・ギルダー	109	カタール・リアル	125	チエコ・コルナ	141	ペルー・ヌボボ・ソル	157	ハンガリー・フォリント	173
スウェーデン・クローネ	110	韓国ウォン	126	デンマーク・クローネ	142	ポルトガル・エスクード	158	ボツワナ・プツワナ	174
スイス・フラン	111	ギリシャ・ドラクマ	127	トリニダード・トバゴ・ドル	143	香港ドル	159	ルワンダ・フラン	175
スターリング・ポンド	112	クウェート・ディナール	128	トルコ・リラ	144	マレーシア・リンギット	160	イスラエル・シェケル	176
アイルランド・ポンド	113	クウェート・シリング	129	ナイジェリア・ナイラ	145	南アフリカ・ランド	161	カンボジア・リエル	177
アラブ首長国連邦ディルハム	114	コロンビア・ペソ	130	ニュージーランド・ドル	146	ミャンマー・チャット	162	ベトナム・ドン	178
アルゼンチン・ペソ	115	サウジアラビア・リアル	131	ブルウェーニ・クローネ	147	メキシコ・ペソ	163	ラオス・キップ	179
イラク・ディナール	116	ヨルダン・ディナール	132	パキスタン・ルピー	148	モリシャス・ルピー	164	その他	999

- 【注1】 取引種別 居住者の証券の借入を「4 0」、貸付を「4 2」として記入すること。
- 【注2】 証券発行体の区分 外貨証券においては非居住者発行のものを「0 1」、居住者発行のものを「0 2」とし、円払証券では非居住者発行のものを「0 3」、居住者発行のものを「0 4」として記入すること。
- 【注3】 対象年 対象年を西暦（4桁）で記入。
- 【注4】 報告者コード 日本銀行（国債局）が通知する5桁コードを記入すること。
- 【注5】 勘定区分 信託勘定を保有する銀行等における銀行勘定を「0 0」、同信託勘定を「1 0」として記入すること（信託勘定を保有しない報告者はブランク）。
- 【注6】 非居住者投資家の所在国又は地域 居住者発行円払証券については、取引の相手方の所在国又は地域を本令令別表第2に定める国又は地域番号により記入すること。
- 【注7】 証券発行体の所在国又は地域 非居住者発行証券については、当該証券の発行体の所在国又は地域を本令令別表第2に定める国又は地域番号により記入すること。
- 【注8】 証券種別 外貨証券、円払証券とも証券種類名称を記入すること。
- 【注9】 長短区分 負債性証券等について原簿期間が1年を超えるものを中長期（0 0）、1年以内のものを短期（0 1）とすること。
- 【注10】 年末残高 年末残高について、外貨証券の残高に係る報告については米ドルに換算のうえ百万米ドル単位で、円払証券の残高に係る報告については億円単位で記入すること（単位未満四捨五入）。
- 【注11】 原通貨コード 証券の原通貨をコード表に従い記入すること。

(注) 本報告書の提出に際しては、この裏面を転写することは要しない。